ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務

質問に対する回答(令和7年5月8日時点)

【質問事項】

- ① 昨年度の受託者が構築したプラットフォームは自由に利用できると判断してよろしいでしょうか?
- ② ヤングケラーについての知識・現状は非常に重要だと考えます。そのため、介護などの 利用者を取り巻くことを良く知る、現役の国家資格を有する医師・看護師・介護士など が関与することが必要最低限と考えますが、無資格なものの集まりでも問題ないでしょ うか?
- ③ オンラインサロンの開催は、間違った発言があった場合、その場で訂正する必要があります。例:「あなたは自分のせいでうつ病になったんだろ」等の発言は、発言者も知識が無いからの発言であり、適切に「うつ病」のことを皆に説明する医師の参加が毎回必要不可欠だと考えます。そのため、オンラインサロンに医師の参加が必須と考えますが、自称有識者が参加していれば、問題ないでしょうか?

【回答】

- ① オンラインサロンの実施にあたっては Zoom を活用した方法を採用しており、昨年度受託者が独自に構築したプラットフォーム(※)での開催はございません。 ※オンラインサロンの実施に必要なシステム基盤とします。
- ② 参加要件は、公募要領「第3 プロポーザルに係る事項」-「1 参加者要件」の各項を全て満たしていることが必要です。参加要件を持たすの者のうち、オンラインサロン企画・運営業務内容を計画的かつ適正に実行する知識や経験、資格等を総合的に評価し、最優秀提案者を選定いたします。
- ③ ②同様

ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務

質問に対する回答(令和7年5月16日時点)

【質問事項】

①ヤングケアラーSNS相談窓口が令和7年3月31日に終わった後は、窓口はどうなるのでしょうか。

窓口は継続したほうが県民のためになるかと思いますがいかがでしょうか?

- ②「質問に対する回答(令和7年5月8日時点)」の②の回答について、例えばオンライン サロン運営において、万が一、法的な問題や参加者間でトラブルが発生した場合、県庁 様にて何らかのご対応をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。それとも、事 業実施主体である法人が全ての責任を負う前提で考えるべきでしょうか。明確な整理を お願い申し上げます。
- ③LINE窓口を継続するとした場合、デザインは変えないほうが良いかと思うのですが、昨年落札したエイチ・アイ・エス中部様から画像データ等は無償で使わせていただけるとの認識でよろしいでしょうか?

【回答】

- ①「ぎふヤングケアラーSNS相談窓口」については、今年度においても継続して開設して おります。
- ②トラブルが発生した場合の対応につきましては、プロポーザル評価会議において最優秀提案者決定後、契約書面上で明確化しますので、現時点でお答えすることは差し控えます。
- ③令和6年度オンラインサロン企画・運営業務委託において、受託者から県へ成果物として 作成された資料については県から提供可能でございます。 なお、「ぎふヤングケアラーSNS相談窓口」と「オンラインサロン企画・運営業務委託」 は別事業であることを申し添えます。

ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務

質問に対する回答(令和7年5月20日時点)

【質問事項】

昨年度開催された本事業におけるオンラインサロン開催について、各回の参加者人数を お教えいただけますでしょうか。

【回答】

詳細な参加人数等は回答しかねますが、各回平均5名程度の参加者の方々にご参加いただきました。